壁工法で建築されたもの 昭和56年5月31日以前に着

工したもの

・1戸建ての専用住宅(住宅 部分が50%以上の併用住宅も

・3階建て以下で現に居住し

### ているもの ■申込方法

えて役場総務課(大島庁舎) 提出してください。 または各総合支所、 てある申込書に必要書類を添 各総合支所、出張所に備え 出張所に

### ■募集期間

6月15日冰~10月31日側

### 耐震改修

0未満のもの 造住宅で、上部構造評点が1・ 耐震改修補助を受けられます。 耐震診断済みの一戸建て木 次の要件をすべて満たせば

造評点が0・7以上に向上す 耐震改修工事により上部構

るもの ・今年度中に改修工事に着手

し、完了するもの

町税を滞納していない人

## ■申請方法

してください。 総務課(大島庁舎)で手続き 次の書類と印鑑を持参し、

対象住宅の建築年月日が確

認できる書類 税明細書の写し等) (固定資産税課

耐震診断結果報告書

・改修後の上部構造評点が確 認できる補強計画書

改修工事費の見積書、 内訳書

## ■問い合わせ

**3**0820 (74) 1000 総務課 消防防災班

### 6月は児童手当 現況届」の提出を

さい。 うかを確認するためのもので この届は、毎年6月1日にお くなりますので、ご注意くだ す。この届の提出がないと、 ける状況を記載し、引き続き 6月以降の手当が受けられな 手当を受ける要件があるかど 提出しなければなりません。 児童手当を受けている方 毎年6月に「現況届」を

出してください。) (※公務員の方は、 勤務先へ提

### 一提出期限

6月30日休まで

# |現況届に必要なもの

課税情報の確認に係る同意書 (厚生年金等加入者の場合)、 鑑、申請者の健康保険証

必要がある場合があります。

※右記以外の書類を提出する

本来であれば、

を養育している人 最初の3月31日まで)の児童 中学校修了前(15歳到達後、

## ■児童手当の額

月額1万円 • 3 歳以上~小学校修了前 ・3歳未満 月額1万5千円 1万5千円) (第3子以降は

円が支給されます。 ず、児童1人あたり月額5千 合は右記の月額は適用され 中学生 月額1万円 ただし、所得制限以上の場

# ※第3子の数え方に関する補足

⑤特別児童扶養手当1

級の受

年長者から第1子、 と数えます。 での間にある児童)のうち、 る日以後の最初の3月31日ま 養育する児童(18歳に達す 第2子…

### ■手続き

よび各出張所 福祉課または各総合支所お

■問い合わせ 福祉課

**2**0820 (77) 5505

## 医療費を助成しています 重度心身障害者の方には

制度とは、一定の障害等があ 費を公費で負担する制度です。 る人が医療を受けた際の医療 重度心身障害者医療費助成

はありませんので、新しい受

いては更新手続きをする必要

ただし、65歳以上の方につ

手続きをしてください。

ころですが、本町では、米軍 用分にかかる医療費の自己負 すので、今までどおり保険適 再編交付金を活用し、その一 ら徴収しなければならないと 担はありません。 部負担金を全額補助していま

# ■対象となる人の要件

④障害年金1級の受給者 級をお持ちの方 ③精神障害者保健福祉手帳 ②療育手帳Aをお持ちの方 級をお持ちの方 ①身体障害者手帳1級から3 1

## ■助成の要件

さい。) ださい。(所得制限額について れかで、一定の所得制限額を は福祉課にお問い合わせくだ 支所か出張所で申請をしてく 超えない方は、お近くの総合 対象となる人の要件のいず

のお済みでない方は今月中に 送付していますので、手続き 65歳未満の方には更新書類を なお、すでに受給している

- 日時 7月4日(月)
- 東和総合センター ▶場所
- 差別、 いじめ、嫌がらせ等、人権に関する問題
- 相談員
- ◆問い合わせ 福祉課 **2**0820 (77) 5505

窓口で一部負担金を受給者か 医療機関の 給者証を今月末までに郵送し

# ■手続きに必要なもの

害年金証書など) 精神障害者保健福祉手帳、 なる要件が確認できるもの (身体障害者手帳、療育手帳、 印鑑、健康保険証、対象に 障

## ■受給者証有効期間

30日金まで ■問い合わせ 7月1日金~平成29年6 月

**3**0820 (77) 5505

### 特設人権相談所

午前9時30分~正午

人権擁護委員